

YouTube

兵庫県立神戸甲北高等学校教諭 山上 通恵

アメリカの企業YouTube, LLCが提供する、インターネット上で動画を共有するサービスである。YouTube, LLCは現在Googleの子会社であるが、同様のサービスにYahoo!の運営するYahoo!ビデオキャスト、ニワンゴが運営するニコニコ動画などがある。なお、GoogleにはYouTube買収以前から類似のサービスであるGoogle Videoが存在するが、統合されることなく両方のサービスが提供されている。

最新の情報では、8,000万の動画が蓄積され、さらに毎日35,000の投稿があるとされる。

投稿された動画の大半は非会員でも閲覧することができるが、会員になることで、

- ・動画ファイルの投稿
- ・投稿された動画に対する評価・コメント
- ・他の会員に対するコメント
- ・動画をまとめたプレイリストの作成・公開
- ・特定のメンバーに限定した動画の共有

などの機能が追加される。動画や利用者にコメントをつける機能があることから、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に分類される。

著作者に無断で投稿されるコンテンツが多く、例えばテレビ放送や観客が撮影したコンサート、舞台、映画などの投稿が問題になっている。YouTubeとしては、利用規約で著作権侵害になる違法コンテンツの投稿禁止を明示しており、またひとつの対策として、10分を超えるファイルの投稿を原則として禁止しているが、それでも分割して投稿する例が後を絶たない。厳しい審査の結果、完全なオリジナルであることが確認されれば10分を超えるコンテンツについても投稿できる方法も用意されている。違法な投稿作品が放置されていた時代もあったが、現在では通報により削除されるようになった。度重なる違法作品の投稿に対し

ては、過去にさかのぼって投稿したすべての動画が削除されるなどの措置もとられる。

著作権が問題にされる一方で、新しい表現の場として、肯定的に捉えるビジネスモデルも確立されつつある。例えば、

- ・映画の予告編
- ・テレビドラマのプロモーションビデオ
- ・NHL（北米のプロアイスホッケーリーグ）の試合のダイジェスト版

などが宣伝の目的で投稿され、今後もその連携を強めることが見込まれている。また、

- ・任天堂のゲーム機「Wii」のCM
- ・NikeのスポーツシューズのCM

など、特に若者向けの宣伝媒体として無視できないメディアと捉えていることがわかる。

日本のテレビ局関係では、前述の著作権に関する問題が障害となる傾向が多いが、スカイパーフェクトコミュニケーションズ、東京メトロポリタンテレビジョンなどがYouTubeと提携し、一部番組について視聴エリアを越えたコンテンツ提供を可能にした。

また、カシオ計算機は、YouTubeへの投稿フォーマットに最適化された動画記録ができるデジタルカメラを発売するなど、さまざまな分野で注目されている。

昨年筆者が訪問したイギリスの小学校では、民族衣装をまとうて踊るお祭りの映像を視聴しながら、子供たちが風習やダンスの学習をする授業を見学する機会を得たが、そこで流されていたのはYouTubeの映像であった。また筆者自身も専門教科「情報」の「マルチメディア表現」で制作した生徒の作品をYouTubeに投稿させている。さらにテレビのニュースはテレビ局の手による編集がされ本来の意図が伝わらないとして、YouTubeで自身の主張を展開した事例（耐震偽装問題で構造計算書偽造を告発したものなど）では、メディアリテラシーの観点で興味深い教材となりうる。視聴、投稿いずれの形態の利用においても、教育目的の利用の可能性が十分考えられる。